

広島県教育委員会教育長訓令第4号

県立学校

県立学校長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

県立学校長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

県立学校長専決事項に関する規程（平成二年広島県教育委員会教育長訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第四号の次に次の一号を加える。

五 県立学校の教職員（校長を除く。）の営利企業等の従事許可（教育長が別に定めるものに限る。）

附則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。